



2026 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名	サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 時松 浩
コ ー ト 番 号	2 5 0 1
上場取引所	東証プライム・札証
問 合 せ 先	経営企画部長 中村 洋輔
	T E L 0 3 (5 4 2 3) 7 4 0 7

株式給付信託（BBT）の一部改定のお知らせ

サッポロホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式給付信託（BBT）の一部改定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、グループ対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2016 年 3 月 30 日開催の第 92 回定時株主総会において当社取締役及びグループ執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下、「本制度」といいます。）を導入し、2020 年 3 月 27 日開催の第 96 回定時株主総会でご承認を経て、その後、信託に拠出する金銭の額の上限を 3 事業年度当たり 446 百万円、給付される株式等（下記 2. において定義いたします。）の数の算定の基礎となる付与ポイント（1 ポイントにつき 1 株に換算）の上限を 1 事業年度当たり 353,200 ポイント（当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分として 92,700 ポイント、当社のグループ執行役員及び一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）分として 260,500 ポイント）とし、今日に至っておりますが、本日開催の取締役会において、本制度を一部改定（以下、「本改定」といいます。）することを決議し、本改定に関する議案を 2026 年 3 月 27 日開催の第 102 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

なお、当社は 2026 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記 1 事業年度当たりの付与ポイント数の上限は本株式分割を考慮した記載となります。

本制度の概要につきましては、2024 年 2 月 14 日付「株式給付信託(BBT)の一部改定のお知らせ」をご参照ください。

https://www.sapporoholdings.jp/news/items/20240214_bbt_ja.pdf

記

1. 本改定の背景及び目的

本株主総会において関連する議案が承認可決されることを前提として、当社が事業持株会社に移行することに伴い、本制度の対象者を当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び委任型執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）とすることといたしました。また、今般、当社の中長期的な業績向上・企業価値増大に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様と株式価値を共有するという本制度の目的に、より一層沿うように、本制度を見直すことといたしました。本制度の見直しに伴い、当社が信託に拠出する金銭の額の上限の廃止及び付与ポイント数の上限を変更することといたしました。

2. 本改定後の本制度の概要（主な改定内容は下線のとおりです。）

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、原則として退任時に当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

（１）本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び委任型執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除きます。）
（２）信託金額	<u>原則として後述いたします対象期間ごとに、給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める金額（※１）（※２）</u>
（３）給付される当社株式数の算定方法と上限	<u>１事業年度あたり 650,000 ポイント（当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）分として 150,000 ポイント、当社の委任型執行役員及び一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）分として 500,000 ポイント）を上限に、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等により定まる数のポイントを付与。付与ポイントは（５）に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算（※３）</u>
（４）当社株式の取得方法	（２）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得（※４）
（５）当社株式等の給付	原則として、退任して役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に（３）により算定される数の当社株式を本信託から給付（※５）
（６）配当の取扱い	本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充当。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付

- (※1) 当社は、株主総会及び取締役会の決議により承認を受けた範囲内で、2016年12月末日で終了した事業年度から2018年12月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び以後の原則として3事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます。）にかかる当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（446百万円）を信託期間開始時（2016年5月）に本信託へ拠出し、その後、2025年5月に48百万円を追加拠出しております。本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本株主総会における本改定に関する議案の承認可決後においても本制度に基づく給付の原資に充当することとします。
- (※2) 今後、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して付与されたポイント数に相当する当社株式で、給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 本株主総会において本改定に関する議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。
- (※4) 本信託による当社株式の取得につき、今後、当社が追加拠出を決定し、当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※5) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、保有するポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以 上